

夫婦別姓確認訴訟 提訴報告

2018年6月18日
夫婦別姓訴訟弁護団

1 訴訟概要

(1) 当事者及び裁判所

原告：ニューヨーク州在住の日本人夫婦 被告：国

裁判所：東京地方裁判所

(2) 訴えの内容

- ① ニューヨーク州でニューヨーク州法に基づき婚姻した原告らが婚姻関係にあることの確認を求める訴え
- ② 外国の方式で婚姻した原告らについて、婚姻関係が戸籍に記載されないことによる不利益について慰謝料各10万円を請求する訴え

2 婚姻の成立及び方式

(1) 法の適用に関する通則法第24条

1項 婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。

2項 婚姻の方式は、婚姻挙行地の法による。

3項 前項の規定にかかわらず、当事者の一方の本国法に適合する方式は、有効とする。ただし、日本において婚姻が挙行された場合において、当事者の一方が日本人であるときは、この限りでない。

(2) 婚姻の方式

『婚姻挙行地』は、婚姻という法律行為をなす地であって、身分登録官吏に対する届出、宗教的儀式、公開の儀式等をする地を意味する」（神戸地裁 H9. 1. 29 判決・判時 1638-122 所収）。

原告らは、平成9年、ニューヨーク州で、ニューヨーク州家事関係法に基づき婚姻を挙行した。その際、「夫婦の氏」は定めていない（婚姻の方式として「夫婦の氏」を定めることを求める国は、日本以外にない。）。

3 婚姻関係の公証

婚姻関係の公証は、戸籍が担っているが、夫婦の戸籍は同氏でなければ作成されない（戸籍法6条）。そのため、外国の方式で婚姻した日本人夫婦は、「夫婦の氏」を定めない限り、戸籍上で婚姻関係を公証することができない。

4 確認請求・損害賠償請求（国家賠償）

家族法（民法など）が定める婚姻関係の「公証という目的」を、「手段である戸籍」が果たしていないという立法（戸籍法）の不備がある。

→公証手段としては、現行法上、確認判決を得る以外に方法がない。

→立法不作為による不利益について国家に賠償を求めることは、立法を促進する。

以上